

大規模広域災害への対応に関する要望

本年は、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震、平成 30 年 7 月豪雨、台風第 21 号など、全国各地で地震・風雨による災害が頻発し、甚大な被害が発生した。

今後、南海トラフにおける巨大地震が発生すれば、広範囲かつ大規模な被害が発生する可能性があることから、大規模広域災害による被害を最小限にとどめるため、下記の事項について積極的に取り組まれることを強く要望する。

記

1 今回の地震・台風・高潮被害に係る要請

今回の自然災害を踏まえ、被災地の復旧復興はもとより、次なる災害に備えた防災・減災対策を進めるため、以下の措置を講じること。

(1) ブロック塀等の撤去・改修への支援

通行者の安全確保の観点から実施する緊急的な危険ブロック塀の撤去・改修について、技術的・財政支援を行うとともに、以下の措置を講じること。

○公立高等学校への補助制度を創設すること。

○民間施設の所有者等に対して、地方自治体が経費を補助する場合は、国も遡及して国費を充当すること。

(2) 防災・減災対策に資するインフラ整備等

① ライフラインの強靱化の推進

管路や施設の耐震化などによるガス・電気等ライフラインの更なる強靱化を推進するよう、ライフライン事業者を指導・監督すること。

② ダムの事前放流の積極的な導入とダム再生の推進支援

ア ダム放流の積極的な導入

近年、記録的な豪雨が頻発しており、従来の運用では対応が困難になっていることから、ダムの洪水調節機能を最大限活用するため、事前放流の積極的な導入や事前放流の拡大に必要な降雨予測技術の高度化に関する取組を推進すること。

イ ダム再生の推進支援

既設ダムを有効活用するダム再生の推進において、ダムの放流設備改造や利水容量の治水振替等の他、ダム再生に併せた下流河川の改修についても必要予算を別枠措置するなど、財政面の支援を行うこと。

③ 山地防災・土砂災害対策の推進

治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進する予算を確保すること。

④ 災害に強いたため池改修等の推進

平成 30 年 7 月豪雨を受けて実施した「全国ため池緊急点検」の結果等を踏まえ、下流の家屋等に被害を及ぼす恐れの高いため池の整備に関する地方負担の軽減（国庫補助のかさ上げ、市町負担にかかる地方財政措置の充実）を図ること。

⑤ 高潮・高波対策に対する支援

既往最高潮位を記録した台風第 21 号の被災原因検証にかかる技術的な指導・支援及び、この結果を踏まえた海岸保全や浸水被害防止のために必要となる高潮・高波対策を強力に推進すること。

(3) 被災者生活再建支援法の見直し等

① 被災者生活再建支援法の見直し

ア 適用要件の緩和

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

イ 支給対象の拡充

支給対象を全壊、大規模半壊に限定せず、半壊まで拡大すること。

ウ 基金への追加拠出に対する財政措置

基金への都道府県による追加拠出にあたっては、これまでの拠出時と同等以上の財政措置を講じること。

エ 大規模災害における国の対応

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

② 住宅再建共済の全国制度化

住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして兵庫県が創設、実施している住宅再建共済制度を全国制度化すること。

(4) 住家被害認定調査の実施体制等の充実強化

① 住家被害認定調査・罹災証明書交付体制の充実強化

市町村の自治事務とされている住家被害認定調査・罹災証明書交付事務について、調査に従事する職員の育成、被災者支援システムの導入等罹災証明書交付事務の実施体制確保について、必要な財政措置を行うこと。

② 応援職員の派遣等に対する財政措置

災害対策基本法では応援費用は、被災自治体が負担することと定めている趣旨を踏まえ、住家被害認定調査・罹災証明書交付事務、災害廃棄物処理など災害時の応援や、復旧・復興にかかる中長期の職員派遣経費が応援自治体の負担とならないよう、財政措置を行うこと。

(5) 激甚災害制度の見直し

① 特例措置適用基準の緩和

被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

② 局地激甚災害制度における基準見直し

公共土木施設等における標準税収入額 50 億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

(6) 関西国際空港の強靱化等に係る支援

① 災害に備えた強靱化

台風 21 号による被災状況等を踏まえ、海上空港である関西国際空港の浸水対策などの防災対策事業の実施等、災害に備えた強靱化に係る支援を行うこと。

② 代替機能の確保

今後、同様の災害が発生した場合に備えて、今回、緊急的・暫定的な措置として、大阪国際空港及び神戸空港において代替運用が行われたことを踏まえ、関西広域連合管内の空港により関西国際空港の代替機能を確保するなど、弾力的な対策を講じること。

(7) 通勤・通学・帰宅困難者対策の充実

帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保や、その備蓄の推進に係る財政支援も含めた更なる検討を行うとともに、地震発生時の鉄道運行再開に関する情報等の発信のあり方について、国においても検討すること。

(8) 外国人観光客対策の充実

在外公館との連携による安否確認手順の確立や、情報端末等を活用した多言語での情報伝達手段の構築など、災害時における外国人観光客の安全確保対策の充実を図ること。

2 南海トラフ巨大地震対策の拡充

南海トラフにおいて発生が予想されている巨大地震について、現在、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき一定の対策が講じられているが、引き続き対策の拡充を図り、対応を進める必要があることから、以下の措置を講じること。

(1) 推進地域における支援策の充実

南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進地域に指定された地方公共団体に対する、地震防災対策特別措置法による国庫補助率の更なる拡大（1/2→2/3）や、対象施設の範囲拡大（公立高等学校の耐震改修 等）などの支援を充実すること。

(2) 新たな財政支援制度の創設

河川・海岸堤防等の整備や耐震化、堤防構造の強化など、必要な対策を短期間に集中して実施できるよう、新たな財政支援制度（国庫補助率のかさ上げ及び地方負担分への緊急防災・減災事業債並の地方財政措置）を創設すること。

(3) 緊急防災・減災事業債の対象拡大

以下のような事業にも活用できるよう、対象事業の範囲を更に拡大すること。

- 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
- 道路封鎖の恐れのある危険建築物の除去事業
- 耐震化に資する公共施設の建替え事業

(4) 大規模多数利用建築物等の耐震化

耐震診断が法律で義務づけられている大規模多数利用建築物等の耐震化に対する補助事業の予算を確保するとともに、耐震対策緊急促進事業の期限延長（現行、平成30年度末までの設計着手分が補助対象）及び補助率（現行：改修1/3等）のかさ上げを行うこと。

(5) 実動機関が活用できる観測情報システムの構築

DONET*による地震・津波の観測情報を消防、警察等の実動機関がリアルタイムで活用できるシステムを構築すること。

*南海トラフで発生する地震や津波を観測するために開発された観測網

3 防災庁の創設

南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害を国難としないため、事前対策から復旧・復興まで一連の災害対策を担い、東京のほか関西等に拠点を有する双眼的組織である「防災庁」を創設すること。

【防災庁の機能】

(1) 事前対策から復興までの総合的な施策の推進

- ① 過去の災害経験や知見を蓄積するほか、関係省庁が行う災害に関する調査研究成果を一元化し、防災・減災対策に活用
- ② 事前の備えから、発災時の応急対応、復興に至るまでの取るべき対応をシナリオ化
- ③ 地方自治体の防災力向上のため、防災体制の整備基準の提示や、状況に応じた的確な助言
- ④ 発災時の災害情報を一元的に集約・分析し、効果的に発信
- ⑤ 被災地の状況を的確に把握し、国、地方自治体、民間団体等による支援を総合調整
- ⑥ 被災地の迅速な復旧・復興の促進

(2) 首都機能のバックアップ

首都圏に一極集中する我が国の中枢機能を維持・継続するためのリダンダンシーを確保し、首都機能をバックアップできる体制の確保

【提案の背景】

- ・熊本地震の発災後、救援物資が避難所に行き渡らなかったように、過去の経験や知見が十分活かされていない。関係省庁が行う災害に関する調査研究の成果や、これまでの経験と教訓を活かした事前防災を徹底することが不可欠である。
- ・大規模災害の場合、被災自治体に対し、国、自治体、関係機関等様々な主体による支援が行われるが、被災地ニーズに対応した的確なものにするには、専門的な組織による調整が必要である。
- ・我が国の中枢機能が首都圏に集中していることから、首都直下地震により国家としての機能麻痺に陥る恐れがある。

平成30年11月12日

関西広域連合連合長
兵庫県知事

井戸 敏三
井戸 敏三